民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第７条の規定により民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）を同条に規定する特定事業として選定するに当たって、同法第１１条第１項に規定する客観的な評価を行ったので、同項の規定により別添のとおりその結果を公表します。

令和８年　８月　６日
防衛大臣　　小泉　進次郎